

新型コロナウイルス感染症対策本部（第55回）

議事概要

1 日時

令和3年2月12日（金）20時02分～20時23分

2 場所

官邸2階大ホール

3 出席者

内閣総理大臣 菅 義偉

総務大臣 武田 良太

外務大臣 茂木 敏充

厚生労働大臣 田村 憲久

農林水産大臣 野上 浩太郎

国土交通大臣 赤羽 一嘉

防衛大臣 岸 信夫

内閣官房長官 加藤 勝信

復興大臣 平沢 勝栄

内閣府特命担当大臣 坂本 哲志

内閣府特命担当大臣 西村 康稔

内閣府特命担当大臣 井上 信治

内閣府副大臣 赤澤 亮正

内閣府副大臣 藤井 比早之

法務副大臣 田所 嘉徳

財務副大臣 中西 健治

文部科学副大臣 丹羽 秀樹

経済産業副大臣 長坂 康正

環境副大臣 笹川 博義

警察庁長官 松本 光弘

内閣官房副長官 杉田 和博

内閣総理大臣補佐官 和泉 洋人

内閣危機管理監 沖田 芳樹

内閣官房副長官補 藤井 健志

内閣広報官 山田 真貴子

内閣審議官（国家安全保障局長代理） 藤井 敏彦

内閣審議官（内閣官房副長官補代理） 木村 聡

内閣審議官（内閣情報官代理） 河野 真

4 議事概要

【厚生労働大臣】

新型コロナウイルスの感染状況について、昨日2月11日時点での全国の新規感染者は1,691人、一週間の移動平均では1,805人となっています。

全国の新規感染者数は、1週間の移動平均が最も高かった1月11日には、10万人あたり約36人でしたが、1月中旬以降減少傾向となっており、直近の1週間では10万人あたり約11人となっています。

最近の感染状況等について、専門家からは、入院者数は減少が続き、重症者数も減少傾向が明確化、死亡者数も減少の動き。一方で、60歳以上の新規感染者数の割合が高まっているため、重症者数の減少は時間を要することが考えられ、対応を続けている保健所や医療機関の職員は引き続き疲弊し、業務への影響が懸念される。また、高齢者施設でのクラスター発生事例も継続。実効再生産数が年始から低下傾向となり、新規感染者数の減少も継続しているが、人流の低下の鈍化もみられ留意が必要。大都市における感染をしっかりと抑制し、再拡大を抑える対策を継続することが、地方での感染を抑えるためにも必須。今後、新規感染者の減少傾向を確かなものとし、重症者数、死亡者数を減少させることに加え、今後のワクチン接種に向けて医療機関の負荷を減少させ、リバウンドを防止し、変異株探知を的確に行えるようにするためにも、対策の徹底が必要。緊急事態宣言が解除された地域でも、再増加につながらないように、引き続き感染者数を減少させる取組が必要。そのためには感染リスクに応じた積極的検査や積極的疫学調査を再度強化できる体制が求められる。高齢者を守るため、クラスターの発生が継続している福祉施設および医療機関における感染拡大を防止する取組が必要。施設等の職員に対する定期的な検査の実施、施設への専門家派遣等による感染症対策の支援が求められる。新規変異株は、世界各地に拡大しつつあり、国内でも、海外渡航歴のない者から変異株が発見される事例が生じている。国内流入の監視のためのリスク評価に基づく検疫体制の強化や、国内の変異株スクリーニング検査体制の強化が求められる、等の評価を頂いています。

【西村国務大臣】

本日の諮問委員会におきまして、2月3日に、特措法などの改正法が成立し、13日から施行されること、2月9日の分科会での議論を経て、ワクチン接種における実施体制や接種順位等についての考え方がとりまとめられたことを踏まえた基本的対処方針の変更について御議論いただき、この後、本部で決定したいと考えているところです。

その要点を御説明させていただきます。

資料2—1の7ページ、ポイントのみ御紹介します。今回、新たに導入される「まん延防止等重点措置」の実施の考えです。実施に当たっては、都道府県の特定の区域において感染拡大し、当該都道府県全域に感染が拡大するおそれがあり、それに伴い医療提供体制・公衆衛生体制に支障が生ずるおそれがあると認められる事態が発生していること、特に、分科会提言におけるステージⅢ相当の対策が必要な地域の状況に

なっているなどを踏まえ、政府対策本部長が基本的対処方針等諮問委員会の意見を十分踏まえた上で総合的に判断すること、また、重点措置区域において、知事が定める期間、区域及び業態において、感染リスクが高く感染拡大の主な起点となっている場面に効果的な対策を徹底すること、といった考え方で進めることとしたいと思います。

また、要請や命令など罰則が設けられている措置については、患者や関係者の人権に十分配慮し、要請に応じていただけない場合には文書で丁寧に説明し、また、要請や命令を行う場合は、あらかじめ学識経験者の意見を聴くこととしております。

次に10ページのワクチンについてです。ワクチンは感染対策の重要な柱です。安全性・有効性を確認した上で、2月中旬に接種を開始すべく準備を進めてきているところです。ワクチン接種の実施体制や接種順位等については、7月以来、分科会において御議論いただき、予防接種法の改正なども行ってまいりましたが、「ワクチン接種について」のとりまとめを踏まえ、接種を円滑かつ効率的に実施する観点に立って取り組んでいくこととしたいと思います。

なお、緊急事態宣言の対象区域となっている10都府県については、新規感染者数は減少が継続しているものの、医療提供体制は厳しい状況が継続しており、引き続き、緊急事態措置を実施することとしております。

今後とも、感染状況、病床のひっ迫状況、人流などのデータを踏まえ、各都府県ともそうした状況を共有しながら、緊急事態宣言中の動きについて、分析を重ねていきたいと思っております。

緊急事態宣言を早く終わらせるためにも、何としても、速やかに感染を収束させるべく、国民の皆様、事業者の皆様、自治体と一体となって取り組んでいきたいと思っております。

【内閣官房長官】

それでは、基本的対処方針の変更について、案のとおり対策本部として決定してよろしいでしょうか。

[異議なしとの声]

【西村国務大臣】

資料3—1を御覧ください。現下の感染拡大を抑制するとともに、その後の感染再拡大を防止することが急務です。感染拡大防止の取組の実効性を高めるため、関係省庁、自治体、関係団体が一体となって、感染拡大防止策を強化・実施してまいります。

まず、飲食店等での感染防止策の徹底です。緊急事態宣言の対象都道府県については、営業時間短縮の要請に当たり、関係機関とも連携し、対策・体制の強化を行い、できる限り個別の施設に対して働きかけることとします。併せて、ガイドラインを遵守するよう個別に働きかけを行うこととします。

都道府県には、働きかけ活動等の対象件数、体制、スケジュールなどを記載した

「実施計画」を策定していただき、特措法担当大臣である私との「協力要請推進枠」に係る協議の際に提出をしていただくこととなります。

担当大臣として、各都道府県の取組状況を公表し、好事例を横展開し、営業時間短縮要請の実効性を高めてまいりたいと考えております。

また、飲食店ガイドライン遵守の徹底のための取組として、農林水産省、厚生労働省におきまして、直接又は所管団体を通じて、都道府県に対して、ガイドラインの遵守状況の見回り調査を実施し、遵守していない場合がありますら、その場で改善指導を行います。また、農林水産省において、Go To Eat 事業に参加している大手飲食予約サイト事業者に対して、ガイドラインの遵守状況の可視化を要請し、結果を随時公表します。

高齢者施設等におけるクラスター発生を抑え込むべく、検査拡大を実施いたします。

特定都道府県において、感染多数地域の高齢者施設の従事者等に対する検査の集中的実施計画を、本日、2月12日までに策定し、3月中を目途に計画に基づく検査を実施することとしております。

また、文部科学省において、全ての国公立大学等における感染対策や学生及び教職員への注意喚起等について、2月中にフォローアップを実施し、その結果を周知します。必要に応じて、卒業旅行の自粛を働きかけるなど個別の要請や好事例の横展開を実施いたします。

緊急事態宣言が解除された地域で感染再拡大の予兆を早期に探知するため、民間事業者の協力を得つつ、歓楽街、大学、空港、駅などにおける幅広いPCR検査等を実施します。SNSデータ、民間検査機関のデータなどと併せて分析し、感染の再拡大の端緒、兆しを適切に捉え、感染防止策の徹底に活用してまいります。

専門家の助言を受けつつ、東京、大阪などの歓楽街等複数地点で合計1日1万件程度の検査を行い、検査結果については、面的、時系列的な結果を視覚的に表示、公表してまいります。

また、職場、テレワークに係る対策ですが、労使関係団体を通じた協力要請に加え、厚生労働省におきまして、全国の労働局や労働基準監督署が事業場と接する機会に「取組の5つのポイント」を用いて取組状況を確認し、支援・指導を行うとともに、指導件数などを随時集計・公表することにより、職場における感染防止対策の抜本的な強化を促します。

更なるテレワークの取組を強化するため、経済産業省において、周知徹底を行うとともに、WEBアンケートシステムを通じて、速やかに調査の依頼を行い、2週間程度で実施状況を把握し公表します。

加えて、地方経済産業局から、地域未来牽引企業など地域の中核企業に対する働きかけも実施し、今後は、大企業を中心とした経済団体経由の取組推進にとどまらず、地方の中堅・中小企業を含め、テレワークの周知徹底・フォローアップ及び支援策の周知を図ってまいります。

続いて、資料4-1の経済支援策の全体像です。2月2日の本部におきまして、

緊急事態宣言の延長を踏まえた支援策の全体像を御報告しましたが、今般、「新たな雇用・訓練パッケージ」をとりまとめております。詳細は、この後、田村厚生労働大臣から御説明いただきます。このほか、生活保護における扶養照会の運用弾力化を盛り込んでおります。

引き続き、緊急事態宣言の厳しい影響を受ける事業者の皆様、不安を抱え生活に困っている方々に対し、重点的・効果的な支援策を講じ、事業と雇用、生活をしっかり支えてまいります。

【厚生労働大臣】

新型コロナウイルス感染症による雇用への影響が長期化している中で、休業や離職を余儀なくされた方、シフトが減少した方などを支援するための新たな雇用・訓練パッケージを御報告させていただきます。

まず、雇用調整助成金の現行の特例措置は、緊急事態宣言が全国で解除された月の翌月末まで延長することとしていますが、年度末・年度初めは人事管理の節目であり、4月の助成内容を早期に明確化することが必要になりますので、仮に2月中に宣言が全国で解除された場合にも、例外的な扱いとして、現行の特例措置を4月末まで延長します。

また、緊急事態宣言下における大企業への雇用維持支援策の強化として、大企業でシフト制等の勤務形態で働く労働者が休業手当を受け取れない場合、休業支援金・給付金の対象とします。

この特例は、原則として緊急事態宣言下の1月8日以降の休業が対象ですが、1月8日以前でも、都道府県ごとの時短要請が発令されていれば、その期間も対象とします。

これに加え、昨年の緊急事態宣言が発令された月の初日である4月1日から解除月の翌月である6月末までの休業も対象とし、その際の給付額は、雇用調整助成金の助成率とのバランスを踏まえ、休業前賃金の6割とします。

さらに、感染症対策業務等に伴い、地方自治体等が離職者等を募集する際、迅速に人材確保ができるよう、ハローワークに専門窓口を設置し、しっかりと支援してまいります。

また、仕事と訓練受講を両立しやすくし、今後のステップアップを支援するため、求職者支援制度の給付金の収入要件や出席要件に、時限的な特例措置を設けるとともに、公共職業訓練も含めて、訓練期間・内容の柔軟化や多様化を図ることで、職業訓練の利便性を向上させていきます。

加えて、ハローワークに職業訓練の情報提供や受講斡旋、その後の就職支援等をワンストップで提供する相談窓口を設置し、職業訓練の更なる活用を推進していきます。

最後に、今般の新たな雇用・訓練パッケージも含めて、多様な雇用支援策がしっかりと行き届くよう、周知・広報も徹底してまいります。

【内閣総理大臣】

本日、基本的対処方針の改定をいたしました。現在、10の都府県において緊急事態宣言に基づく対策をお願いしているところであります。

感染者の減少傾向は、はっきり見られておりますが、多くの地域で引き続き病床はひっ迫しております。今は、緊張感を持って効果の見え始めたこれまでの対策をしつかりと続け、何としても感染者を減少させ、入院者、重症者も減少させることが必要です。

本日の対策本部では、各都道府県から飲食店の時間短縮の要請を改めて徹底することとともに、高齢者施設などにおいて集中的な検査を行うことを決定いたしました。国民の皆様には、引き続き御協力をお願い申し上げます。

また本日、経済政策の追加を決定いたしました。大企業において、シフト制などで働く方々についても、休業支援金の対象とし、1月7日以前に遡って支給することといたします。雇用調整助成金については、全額を国が助成する特例措置を4月末まで継続することとし、特に厳しい業種については6月末まで継続いたします。

求職者支援制度については、給付金を受けながら職業訓練に参加するための要件を広げ、通常の職業訓練と合わせて20万人の方々が受講できるようにします。

さらに、本日、新型コロナの影響が長引く中で、孤独、孤立の問題について総合的な対策を進めるために、坂本大臣を孤独孤立対策担当大臣に発令しました。社会における不安に寄り添った支援策を進めてまいります。

明日、施行される改正特措法では、飲食店の時間短縮などについて、支援と行政罰がセットで導入されます。また、まん延防止等、重点措置が導入され緊急事態宣言に至らない段階で、実効的な対策を講じられるようになります。

今回、新たに設ける行政罰については、都道府県知事の要請や命令に従っていただけない場合に、必要最小限の措置として運用されることとなります。

さらに、ワクチンについては、有効性、安全性を確認した上で来週半ばには、接種を開始します。私も日本医師会の会長に要請を行い、医師、看護師の全面的な協力を得て接種開始することにいたしました。

今日も、感染拡大は続いております。新規感染者の減少傾向というものを更に確実にするために、引き続き気を緩めずに政府一体となって、本日決定した対策を実施していただくようお願いいたします。

以上